

特別弔慰金に関する訓令を次のように定める。

昭和33年5月27日

防衛庁長官 津島 寿一

特別弔慰金に関する訓令

改正

昭和34年2月16日庁訓第5号	昭和60年5月24日庁訓第29号
昭和37年2月1日庁訓第6号	平成4年4月10日庁訓第36号
昭和38年4月8日庁訓第16号	平成7年3月27日庁訓第12号
昭和41年9月30日庁訓第30号	平成13年12月10日庁訓第78号
昭和42年8月1日庁訓第17号	平成19年1月5日庁訓第1号
昭和42年8月4日庁訓第19号	平成25年1月30日省訓第7号
昭和46年4月1日庁訓第19号	令和2年10月12日省訓第61号
昭和49年4月11日庁訓第23号	
昭和51年5月10日庁訓第20号	

(目的)

第1条 この訓令は、特に高度の危険を予想することができるにかかわらず、これを顧みることなく職務の遂行に当るターボジェット発動機をおもな動力とする固定翼航空機（以下「ジェット機」という。）の乗員の職務の特殊性にかんがみ、その死亡の場合における特別弔慰金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特別弔慰金の授与の場合)

第2条 乗員の範囲等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第6号）第1条第1項第5号若しくは第9号、第2項第1号又は第4項に規定する乗員たる自衛官又は第1条第1項第8号に規定する乗員たる航空自衛官が、ジェット機に乗り組み、死亡した場合には、その遺族に特別弔慰金を授与することができる。ただし、特別弔慰金を授与すべき理由が当該自衛官の故意又は重大な過失に基づいて発生したものであるときは、この限りでない。

2 前項の遺族の範囲、受給の順位等については、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の5第1項及び第2項並びに第17条の6第2項の規定の例による。

(特別弔慰金の額)

第3条 特別弔慰金の額は、別表に定めるところによる。

2 別表に定める「対領空侵犯措置に従事している場合又は特に危険な状況下において特別の任務を遂行している場合」であつて、その危険が特に顕著であると認められるものについての特別弔慰金の額は、3,000万円とすることができる。

3 特別弔慰金の額は、これを受ける遺族が国家公務員災害補償法第17条の5第1項第3号又は第4号に掲げる者である場合は、その2分の1に相当する額以内を減額することができる。

第4条 特別弔慰金は、防衛大臣が当該自衛官の自衛隊における既往の功労、遭遇した状況及び過失の状況等を勘案して特に必要があると認める場合は、その額を増額し又は減額することができる。

(特別弔慰金の授与者)

第5条 特別弔慰金の授与は、防衛大臣が行う。

附 則

1 この訓令は、昭和33年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 賞じゆつ金に関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第15号)附則第2項の規定は、特別弔慰金について準用する。この場合において、同項中「第4条及び第5条」とあるのは「第3条及び第4条」と読み替えるものとする。

附 則(昭和34年2月16日庁訓第5号)

この訓令は、昭和34年2月16日から施行する。

附 則(昭和37年2月1日庁訓第6号)

この訓令は、昭和37年2月1日から施行する。

附 則(昭和38年4月8日庁訓第16号)

この訓令は、昭和38年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(昭和41年9月30日庁訓第30号) (抄)

1 この訓令は、昭和41年9月30日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び附則第3項から第12項までの規定による改正後の各訓令の規定は、昭和41年7月1日から適用する。

附 則(昭和42年8月1日庁訓第17号)

この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則(昭和42年8月4日庁訓第19号)

1 この訓令は、昭和42年8月4日から施行する。

2 この訓令による改正前の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第4条の規定に基づき噴射推進を主とする固定翼航空機に限定された者についてのこの訓令による改正後の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の適用については、ターボジェット発動機をおもな動力とする固定翼航空機に限定されたものとみなす。

附 則(昭和46年4月1日庁訓第19号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月11日庁訓第23号)

この訓令は、昭和49年4月11日から施行し、改正後の別表の規定は、同月1日以後に死亡した者に係る特別弔慰金について適用する。

附 則（昭和51年5月10日庁訓第20号）

- 1 この訓令は、昭和51年5月10日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、昭和51年4月1日以後に死亡した者に係る特別弔慰金について適用し、同日前に死亡した者に係る特別弔慰金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和60年5月24日庁訓第29号）

- 1 この訓令は、昭和60年5月24日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の別表の規定は、昭和60年4月1日以後に死亡した者に係る特別弔慰金について適用し、同日前に死亡した者に係る特別弔慰金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月10日庁訓第36号）

- 1 この訓令は、平成4年4月10日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の特別弔慰金に関する訓令の規定は、平成4年4月1日以後に死亡した者に係る特別弔慰金について適用し、同日前に死亡した者に係る特別弔慰金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月27日庁訓第36号）

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に死亡した者に係る特別弔慰金については、改正後の特別弔慰金に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月10日庁訓第36号）

この訓令は、平成13年12月10日から施行し、改正後の特別弔慰金に関する訓令の規定は、同年11月2日から適用する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成25年1月30日庁訓第7号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（令和2年10月12日省訓第61号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和2年10月12日から施行する。

別表（第3条関係）

特別弔慰金を授与すべき理由が発生した状況の区分	特別弔慰金の額
対領空侵犯措置に従事している場合又は特に危険な状況下において特別の任務を遂行している場合	25,200,000円
その他の場合	18,700,000円

